

第50回沖縄市産業まつり

沖縄市新商品アワード

応募要項



沖縄市産業まつり実行委員会

## 1. 趣旨

市内の新商品を対象としたコンクールを開催することにより、事業者の技術力向上と生産意欲の高揚を図るとともに、受賞商品を広く内外へ紹介し、ものづくり産業の振興に資することを目的とする。

## 2. 定義

- (1) 新商品 3年以内に開発等された商品 ※リニューアル商品も含む
- (2) 市産品 沖縄市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じている商品

## 3. 対象商品

- (1) 食品（加工食品、菓子、酒類等）、生活用品や工芸品等の市産品
- (2) 新商品として販売又は販売予定の製品
- (3) 審査対象製品は原則1事業者1点とする
- (4) 他商品の知的財産権を侵害するものでないこと
- (5) 関係法令（食品衛生法、意匠法、計量法、景品表示法等）を満たしていること

## 4. 募集期間

令和8年8月3日（月）～ 8月31日（月）

## 5. 応募

- (1) 提出書類等

以下の提出書類等を募集期間内に提出してください。

審査対象製品は原則1事業者1点とする。

尚、提出頂いた書類及び商品、サンプル等は返却いたしません。

### 【提出書類】

- ・ 沖縄市新商品アワード応募申請書①
- ・ 沖縄市新商品アワード応募申請書②
- ・ 商品の現物サンプル
- ・ 商品パンフレット又は商品説明書
- ・ 食品の場合は営業許可証の写し

- (2) 提出先

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号  
沖縄市役所 経済文化部 商工振興課（2階）  
沖縄市産業まつり実行委員会事務局

※申請及び審査に係る費用は申請者のご負担となります。

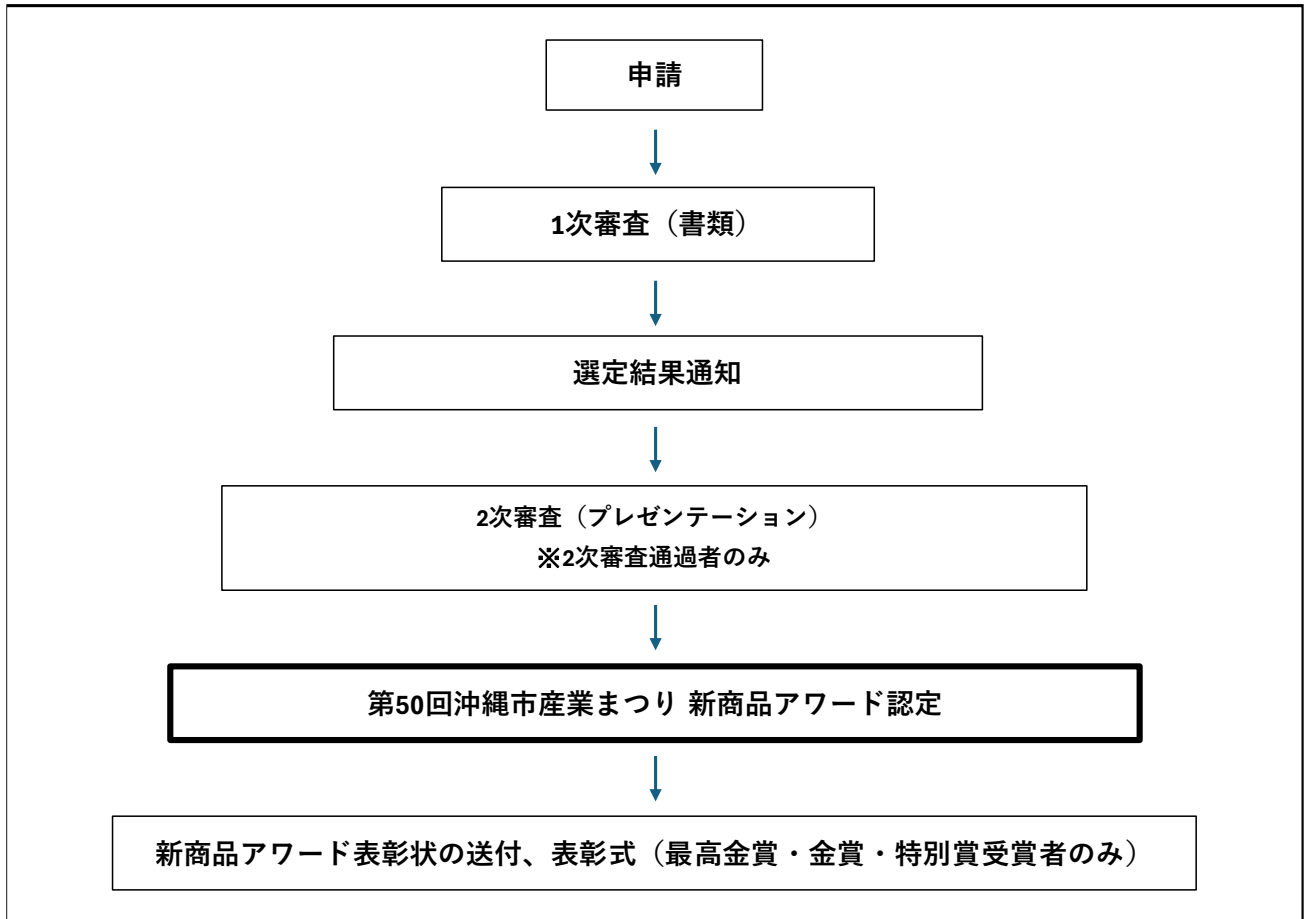
※「第50回沖縄市産業まつり新商品アワード応募書類在中」と記載ください。

### （３）提出期限

令和８年８月３１日（月）１７時まで

※郵送で提出される場合は令和８年８月３１日（月）１７時必着（時間厳守）です。

## 6. 認定フロー



## 7. スケジュール

|                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| （１）募集開始            | 令和８年８月３日（月）～８月３１日（月） |
| （２）１次審査 選定結果通知     | 令和８年９月下旬頃            |
| （３）２次審査（プレゼンテーション） | 令和８年１０月１６日（金）（予定）    |
| （４）結果通知            | 令和８年１０月下旬（予定）        |
| （５）表彰状の送付及び表彰式     | 令和８年１２月下旬（予定）        |
| （６）新商品アワード商品カタログ製作 | 令和８年１２月下旬（予定）        |

## 8. ２次審査（プレゼンテーション）

令和８年１０月１６日（金）予定

※審査日時、会場については、受付期間終了後、事務局から追って連絡いたします。

※２次審査の際は、エントリー商品をご持参ください。また、味を評価する食品につきましては、審査員（９名程度）が試飲・試食のできる程度の商品のご提供をお願いいたします。

## 9. 審査基準

- (1) 味や品質 (2) 地域性 (3) 創造性と革新性 (4) 持続可能性
- (5) パッケージングとブランディング、知的財産権の保持
- (6) マーケットポテンシャル、価格競争力 (7) ターゲットと販売戦略

## 10. 審査方法

- (1) 上記「9. 審査基準」を項目ごとに5段階で採点
- (2) 1次審査(書類)、2次審査(プレゼンテーション)で評価・採点
- (3) 採点結果に基づき、審議をおこない各賞を決定

## 11. 特別賞(手土産賞)

手土産賞は、沖縄市の魅力を手土産として伝える商品に光を当て、市内事業者の創意工夫を促進するとともに、沖縄市の認知向上及び地域ブランドの強化に資することを目的として設ける特別賞である。

- (1) 沖縄市新商品アワードに応募し、手土産賞にエントリー希望のあった商品のうち、沖縄市の魅力を手土産として持ち帰りやすく、市内外への地域PR及び販路拡大に資する商品を対象とする。
- (2) 手土産賞の選定に当たっては、沖縄市新商品アワードの本賞(最高金賞、金賞、優良賞)の選定には影響を与えないものとし、別途定める審査項目に基づき評価する。
- (3) 手土産賞は、手土産賞にエントリー希望の応募商品の中から、手土産としての適性が最も高いと認められる商品を選定する。ただし、応募状況及び審査結果により、該当なしとする場合がある。
- (4) 手土産賞の対象商品は、沖縄市新商品アワードの応募要件を満たすものとする。

## 12. 手土産賞の審査項目

手土産賞の審査は、次の観点により行う。

- (1) 味や品質  
商品としての味、品質及び完成度が、手土産としてふさわしい水準にあること。
- (2) 地域性  
沖縄市の地域性、文化、食材、風土等の魅力が伝わること。
- (3) 携帯性・保存性  
手土産として持ち運びやすく、かつ、持ち帰り後も品質を保持しやすいよう配慮されていること。
- (4) 贈答・配布のしやすさ  
贈る相手に渡しやすく、配りやすいこと。個包装、小分け、数量設定等に配慮されていること。
- (5) 包装・見栄え  
手土産としてふさわしい包装、意匠及び外観を有していること。

### 13. 受賞

次の各部門で受賞した新商品に対し、賞状並びに記念品を贈呈し表彰する。

- (1) 最高金賞 (GRAND GOLD AWARD) . . . . . 若干数
- (2) 金賞 (GOLD AWARD) . . . . . 若干数
- (3) 優良賞 (EXCELLENCE AWARD) . . . . . 優良と認められる商品
- (4) 手土産賞 (GIFT AWARD) . . . . . 若干数

※なお、受賞商品につきましては、第50回沖縄市産業まつりにて展示・販売等をおこないますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 《新商品アワード受賞の優位性》

- ・沖縄市新商品アワード受賞マークの商品への使用
- ・受賞マークシールの無償交付（予算の範囲内）
- ・新商品アワード商品カタログの製作
- ・沖縄市が製作する広報物、市公式 SNS、Web サイト等における PR
- ・その他販路拡大に向けた支援

新商品アワード受賞品 PR のための物産展等の開催

市主催イベントにおける PR

兄弟・姉妹都市（東海市等）主催イベント等における PR 等

### 14. 受賞マークの表示

- (1) 受賞商品については、沖縄市新商品アワード受賞マークを表示できる。
- (2) 受賞マークの表示については、表彰時に、沖縄市産業まつり実行委員会がシールを配布するものとする。ただし、次回以降については、事業者が製作できるものとする。

### 15. その他

- (1) 審査製品の搬入・展示・一時保管・搬出までの期間中の天災、事故等に伴う破損については、一切責任を負いませんのでご了承下さい。
- (2) 審査に対するクレーム等は一切受け付けしませんのでご了承下さい。
- (3) 審査にあたっては、審査員に対して真摯な態度で臨むようお願い致します。
- (4) 商品開発及びその他必要経費は全て申請者負担となります。

### 16. 賞の取消

応募条件等に適合しないことが判明した場合は、受賞後であっても賞を取り消すことがございます。

### 17. 問い合わせ先

沖縄市産業まつり実行委員会事務局（沖縄市役所 経済文化部 商工振興課）  
電話：939-1212（内線 3225）担当：仲本、山城